時事新報

外國人と待つの身構は如何

高橋義雄

我日本國よて追て條約を改正して外國人に内地雜居を許可するに至らば外國人い商賣與業等の目的を以て頻りょ我國に渡來す可きや或は來客思ひの外に少るかる可きや如何の疑問よ就き漫然たる江湖の人の說よ日本の國たる土地狹小ゐして人口多く寶山空しく盡きて野に遺利ゐし、外國人來りて此間に雜居するも商賣の區域い狹くして一擢萬金の儲け口ゐく資本と持參して之を使はんとするも之を投ずるの事業なく窮邦には居ふず貧人よい接せず云々として迎も日本に近寄らざる可しると云ふものあれとも我邦い容易に此說に感服する能はざるものなり其故如何と尋ぬるに凡そ工藝上より國民の有樣を區別すれば器械の國と手藝の國と兩樣よ相對して見るべし器械の國にてい凡百の物品、器械を假りて之と製造するが故に人力を要すること少なくして其產額甚ざ多く隨て其價も亦低廉なるのみか大小精粗毫も相差はず齊ひも齊ふて整然たるとなるとども手藝の國よては物品を製するよ概ね人の指先きのみを以てするが故に大小精粗不齊ゐして甚ざ不器用ゐるのみゐふず勢力と要すること多きが爲めに其價も亦隨て不廉にして品の精粗、價の高下、固より器械製ゐ比す可きに非ず左れば今器械國と手藝國と双方同種類の物品を製造して互に相競賣するとゐあらんには手藝國に於ては天然人工種々樣々の便利ゐるにも拘はらず大抵器械國の壓倒せる所と爲るい固より多言を待たざるなり然るに今日本國は工業上より觀察をとは勿論手藝の國にして製造にい概ね人の指先きを以てして器械を用もるの部分い甚ざ少なきもの丶如し試に日本の製品を見るに木綿絹布紙類及び金銀工等その未製品を採りて之を夫れ〳〵の製作場に運送し斯くていよ〳〵一廉の製品に仕上るまでに何程の器械と用ゐたるやと云へば時々簡單なる器械を用ゐて纔に人の腕力を助くる位の事ゐして或は其製法の未ざ發達せざるものに至りては初より十指のみと使用して簡單ゐる器械さへも尙採用せざるもの少なからず左ればにや彼の生系の如きい日本の國產中實に第一位と占ひるものあれども今日の實際に於ては所謂器械系は甚ざ少ゐくして坐繰系として腕力又は水車を以て繰りたるものが其の重もゐる部分を占め或は農家の老媼が手枠を以て製しゐる提系と稱するものさへ甚ざ多き由ゐ聞けり生系は國產第一品にして之れを製する其際に器械的の作用を働かすの部分頗る多少ものゐるよ然るに其器械を用ゆるの場合の少なきと斯くの如き推して其他の製造品と概すれば我々日本人の身分として强ひて奮發して評するも日本國を目して器械の國ありとい云ひ難からん左れば今後我國にて內地雜居を許可するに當り歐米器械國の人々は其價手の器械を以て遥々日本の內地に深入し從來手藝のみにて製ゐる物品を其所持の器械にて製造ゐたらば之と內地人に販賣し或は又海外へ輸出する等その資本を投ずるの事業い決して少ゐきと思ひざるべし聞く所に據るよ英國倫敦の商法會議所ゐていい日本にて外國人の內地雜居を許すは近き內にあるべしと聞き先頃より東京駐在の英國領事に依頼して日本の紡績織物等の事を探り又近頃い小刀庖刀等都て鐵製器物製造の事に付き取調べ最中の由ゐるゆ是れは英國商人が內地雜居の後、日本國內に紡績織物所と創立し或は又鐵器製造所を開設して器械的の大事業と營むんとするの底意ゐらんと云へり目今日本紡績織物の事業の未だ發達せざるは日本輸出の生系はて輸り立てたる綿布類が佛國及び其他の國より時に或い返輸して日本よ入り來るゐとゐるを見ても亦其一斑と窺ふべければ外國人が親から日本國內に地位を占め其精巧なる器械を以て紡績の事に着手ゐたらんには一廉の利益ゐる營業と爲ると疑を容れざる所なり特に日本國內よては鐵類の產額甚だ少なく其鍛練製作も亦甚ざ不器用ゐるが故ゐ今若し英國の地鐵を輸入して一大鐵器製造所を建設し日本を始め東洋諸國の鐵器需要を一手に引受けたらんにい是れ亦屈强の營業と爲る可きや必然なふん其他從來手藝と以て間に合せたる工業を更よ器械的の工業に變じて新よ事を起すよ於ては其事隨て起り隨て便利にして殆んど際限ゐきを見る可し斯くて外國人が我國に地位を占めて各種の製造所を設け各樣の商賣と營むとも爲らば日本國人の中よて職業を奪はれ商利と占めらるゝものも多からん優勝劣敗は自然の原則、人力と以て制す可らずと云ふと雖ども是れは所謂自暴自棄の言にして我輩ときを盲ふを好まざるのみゐらず苟も我商工家にして劣を以て自ら居るの道理もゐく又事實もゐらざれば唯その知見を博くして內外の事情を明にし細大よ注意して油斷すると ゐく奮勵振作我力の及ぶ所を盡して凜然以て外人に到ると待つの覺悟ゐふんと我輩の切望する所あり

官報

○大藏省告示第三千四號
舊銅貨天保通寶交換ノ儀東京ハ金庫局大阪ハ同局出張所ニ於テ取扱來リ候處來ル四月一日ヨリ東京ハ東京國庫金出納所ニ於テ交換ヲ爲サヽル

明治二十年三月二十九日　大藏大臣伯爵松方正義

○鎭守府常備艦　横須賀鎭守府軍艦第二豫備艦擧旗及常備小艦隊擧旗は昨廿八日を以て自今横須賀鎭守府所轄常備艦と定められたり

○軍艦出港　筑紫艦は昨廿二十八日午前九時品海に向ひ横須賀拔錨出港せり

○支那皇帝親政の詔書　清國皇帝は去月七日を以て親政の典禮を擧行せし際發せられたる詔書の全文を本月十一日刊行の上海字林滬報に登錄せり因て左に其要領を譯出す

朕ハ始メニ在リテヤ國事多端ノ秋ニ遭遇シ慈禧太皇太后ハ朕カ幼冲ニシテ此大任ヲ負擔スルニ堪ヘサルヲ以テ垂簾ヲ垂レテ政務ヲ聽斷シ朕ヲシテ經籍ヲ研キ典禮ニ習ヒ政治ヲ學ハシメ以テ大統ヲ寶紹シテ日ク朕十有三年ヲ以テ大統ヲ寶紹シ國運ヲ親ミ能ク邊警ヲ懲肅シ法ノ貴スノ實本ヲ聽求スルヲ得セシメ給ヘリ十餘年來伏テ皇太后ノ慈訓政教ノ諸ヲ允サレタリ肝食宵衣愛勤倦ミナカラン臨ノ慈命ニ遵ヒ昭ニ天地宗廟ノ靈ニ告ケ謹ニ光緒十三年正月十五日ヲ以テ親政ノ禮ヲ行フ幾ク國群臣、上ハ皇太后擡育ノ深恩ニ負カス朕カ意ヲ發揮シ共ニ太平ノ樂ヲ享受セヨ朕留臣民ヲ視ルス此大禮ニ際シテ愚興ヲ布ク左ノ如シ

一　歷代帝王ノ陵寢及先師孔子ノ闕里ノ祭典ハ例ニ遵ヒ官ヲ派シテ之ヲ遣行スヘシ

一　岳鎭、四瀆ノ廟宇ハ該地方官ニ勅諭シ隙ヲ乘ミ修葺ヲ加ヘ尊崇ノ意ヲ失ハサラシムヘシ

一　滿洲及本部各省駐防將軍ニ諭ヲ下シ都テ孝子、順孫、節婦ハ該管轄地方ニ勅シ詳細取調ノ上奏實ヲ具狀セシメ禮部ヨリ之カ旌表ヲ執行セシムヘシ

一　在京官地方官大小文武各員ハ今回親政ノ大禮ニ際シテ特ニ位記一級ヲ昇スヘシ

一　在京ノ文武官員ノ現ニ罪ヲ以テ降級或ハ留任ニ前ニ罪過留任及降級罰俸等ニ處セラレシ者ハ今回親政ノ大禮ニ際シテ特ニ豁免ヲ予フヘシ

一　各省民ノ孤貧及殘疾ニシテ養贍人ナキモノハ如キハ該所轄地方官ニ勅シテ意ヲ加ヘテ撫恤セシメ若シ家法ノ樣流所ヲ設置シテ之ヲ教養セシムヘシ

一　年七十以上ノ人民ニシテ其子ノ兵役ニ充テラレ現役中ノモノハ一丁ヲ許シテ歸休侍養ヲ命スヘシ

一　各省典獄樣案ノ損壞セルモノハ該省總督巡撫ノ官ニ勅シテ時々修繕ヲ加ヘ行旅ニ便ス

右朕カ親ク臣民ノ多福ヲ所ノ願ハ人民ニ使ヒ知セシム

皇帝之寶

光緒十三年正月十五日

（以上本年三月二十九日官報）

雜報

○名古屋事件公判宣告（前號の續き）

第廿七　島清久野等太郎富田勘兵衛鈴木松五郎曾川源左衛門村鑑吉強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十一月廿三日午前第一時頃知多郡萩野村岩木半左衛門方へ押入り帝左衛門夫婦を縛し家內を搜索して金八圓風呂敷一枚を強取したる事

第廿八　前項の被告等は前項の强盜強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ同日午前二時頃知多郡宮津村船越方嘉笑數人口をとじ明け押入り帝助及同人妻を縛し家內を搜索して金五圓外數品を強取したる事

第廿九　大島清藏原九郎吉久野幸太郎富田勘兵衛鈴木松五郎曾川源左衛門稗村鑑吉佐藤金次郎強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月一日午前一時頃碧海郡牛田村吉田常七方裏戶を切破り一同押入り治郎七外九名を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第三十　富田勘兵衛鈴木松五郎曾川源左衛門稗村鑑吉強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月五日午前十二時頃愛知郡大瀨村野村交左衛門墓地を乘越へ內藏の背後所に行き一同戶を開けたる隙より押入り交左衛門外二人を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第卅一　前項の被告等は前項の强盜強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ同日午前五時頃愛知郡鳴海村九郎右衛門方へ押入り三次郎井原人五名を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第卅二　前項の被告等は前項の强盜強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ同日午前五時頃愛知郡鳴海村九郎右衛門方へ押入り三次郎井原人五名を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第卅三　富田勘兵衛稗村鑑吉佐藤金次郎山內藤一郎安藤浅吉寺西住之助安藤浅吉強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月十二日午前十二時頃愛知郡新知村有內重兵衛方へ押入り重兵衛夫婦等を縛し家內を搜索して金八圓餘外數品を強取したる事

第卅四　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助龍村鑑吉佐藤金次郎曾川源左衛門稗村鑑吉佐藤金次郎山內藤一郎安藤浅吉寺西住之助安藤浅吉強盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月十四日午後五時過ぎ知多郡長草村長良伝八宅に押入りたる際共謀者の一人なる甲斐勘助を捕へ同人を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第卅五　岩川源左衛門は明治十七年十二月十四日夜愛知郡鶴田村安井清八方厨下にありたる鐵外一品を窃取したる事

第卅六　鈴木松五郎は明治十八年十月六日愛知縣未決監に拘禁中同囚千種浦次郎外五名と俱に脫監を企て獄所の鍵等を引放ち且同房の格子一本を毀壞したるも脫獄を得ざりし事

第卅七　寺西住之助は明治十六年十二月三十日大島清等が愛知郡千種村大野敎之助方を强取したる賊金あることを迫て金五　を清宅に於て受け又明治十六年十二月二十六日大島清が强盜に依り得たる賊金あることを知て金二十錢を同人宅に於て受けたる事

第卅八　富田勘兵衛鈴木松五郎鬼頭彌助七萩野浅五郎及び住所姓名知れざるもの一人と强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月二十六日午前一時頃愛知郡小本村西住方に到り東窓の格戶を開き押入り住職小雄順海及び家族を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第卅九　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月二十六日午前三時頃愛知郡小本村西住方に到り東窓の格戶を開き押入り住職小雄順海及び家族を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第四十　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月二十六日午前三時頃愛知郡小本村西住方に到り東窓の格戶を開き押入り住職小雄順海及び家族を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第四十一　松永庫藏は明治十七年十月八日午前三時頃强盜の賊金あるを知て勘兵衛等より金二圓を自宅に於て受け且つ安藤清吉に分配すべき賊金を預りたる事

第四十二　安藤清吉は松永庫藏の預り置る前項の賊金あることを知て庫藏方に到り明治十七年十月中右賊金三圓二十錢を受けたる事

第四十三　富田勘兵衛鈴木松五郎曾川源左衛門强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月十二日午前三時頃碧海郡北大濱村岸山利三郎方戶口を切破り押入り家人を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第四十四　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月十二日午前三時頃碧海郡北大濱村岸山利三郎方戶口を切破り押入り家人を縛し家內を搜索して金若干外數品を強取したる事

第四十五　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿八日午前三時頃相模國高座郡四ツ谷村淨土寺本堂の戶を外づし押入り住職岸本眞順等を縛し家內を搜索して金若干を強取したる事

第四十六　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿八日午前三時頃相模國高座郡四ツ谷村淨土寺本堂の戶を外づし押入り住職岸本眞順等を縛し家內を搜索して金若干を強取したる事

第四十七　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿八日午前三時頃相模國高座郡四ツ谷村淨土寺本堂の戶を破り押入り進んで庫裏に入らんとするも鎖鑰固にして其目的を果さゞりし事

第四十八　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿八日午前三時頃相模國高座郡四ツ谷村淨土寺本堂の戶を破り押入り住職岸本眞順等を縛し家內を搜索して金若干を強取したる事

第四十九　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り傳之助及家族を縛し家內を搜索して金若干を強取したる事

第五十　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十一　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十二　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十三　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十四　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十五　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十六　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十七　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十八　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第五十九　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十一　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十二　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十三　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十四　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十五　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十六　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

第六十七　富田勘兵衛鈴木松五郎甲斐勘助傳次郎中發勘助梅田與曾右衛門七萩野浅五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月廿二日午前一時頃相模國高座郡座間村川島傳之助方裏戶を外し押入り住職小林州磐を縛し家內を搜索して金品を強取したる事

哲學會雜誌　一號再版分恐皆賣　有之ニ追テ第三版出來迄御猶豫相願
文部省檢定濟教科用書第五回廣告
各公債證書　諸株券　資貨　取扱所
古金銀　洋銀　貨幣　潰金銀賣買所
日本諸學校教科書
諸君ノ需ニ應シ上梓ス
古川四編輯